

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定口座の利便性向上		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度として、平成15年1月の制度開始以来、約4,000万口座（令和2年6月末時点）が開設されており、個人の有価証券投資のインフラとして定着している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定口座の利便性向上を図る観点から、特定口座に係る手続について、更なるデジタル化の推進を図ること。 2. 特定口座における投資一任契約に係る費用について、源泉徴収時の費用計上を可能とすること。 		
関係条文	地方税法附則第35条の2の4、第35条の2の5、 地方税法施行令附則第18条の4、第18条の4の2、 租税特別措置法第37条の11の3 等		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 特定口座の利便性向上により、投資環境の更なる整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度として、平成15年1月の制度開始以来、約4,000万口座（令和2年6月末時点）が開設されており、個人の有価証券投資のインフラとして定着している。</p> <p>しかしながら、投資家と金融機関間の一部手続については、書面での提出が必要な書類も残っているほか、電子化されている書面についても、電子的な送信の都度、本人確認書類を併せて送付する必要があるなど、より一層のデジタル化を進める必要がある。</p> <p>また、特定口座における投資一任契約に係る費用については、源泉徴収時の費用計上が認められておらず、投資家は、自身の手で納税手続を行う必要がある。</p> <p>本施策は、特定口座の利便性向上により、個人投資家が投資しやすい環境の整備を図るものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	個人投資家が投資しやすい環境の整備を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約4,000万口座(令和2年6月末の特定口座数)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、投資家及び金融機関双方の負担軽減を図るものであり、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資家及び金融機関双方の特定口座の利便性を向上させるものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 15 年 1 月 特定口座制度導入。
ページ	7—3